

和歌山市アナログ規制の一括点検・見直しについて

【第1.1版】

2025年7月

－ 目次－

1	アナログ規制の点検・見直しの目的	1
2	推進体制	2
3	点検・見直しを行うアナログ規制の範囲・項目	3
4	点検見直しの進め方	4
5	点検・見直しに向けた手順とスケジュール	5
6	各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方	6
7	推進部門と各所属の検討・実施方法	15

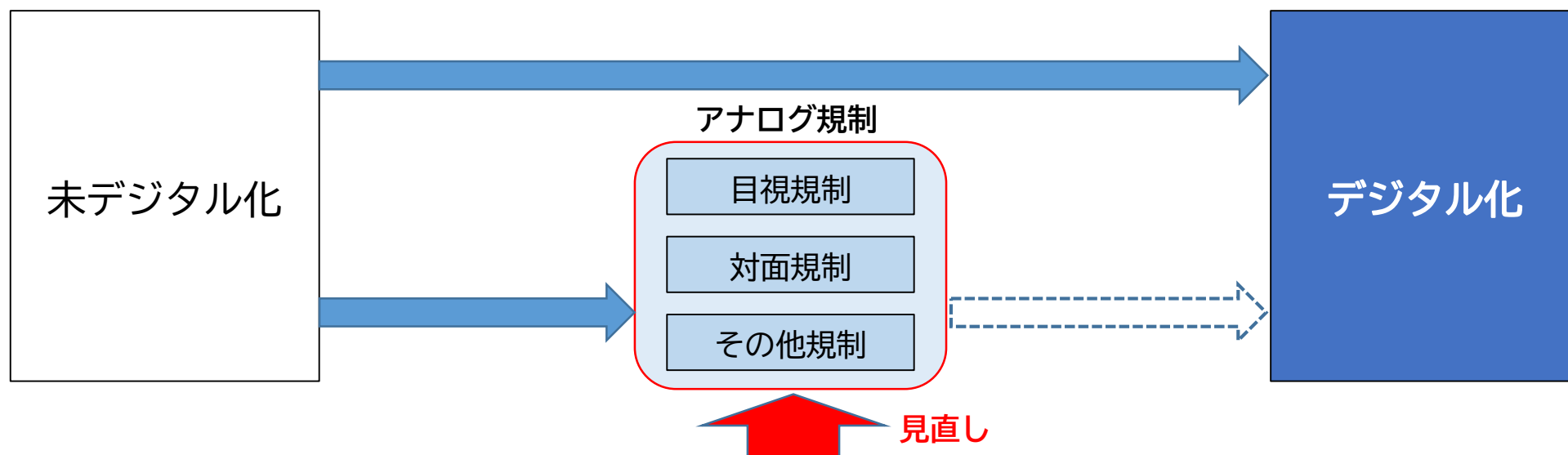
1 アナログ規制の点検・見直しの目的

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、かつて不可能であったことが可能となり、生活のあり方は大きく変貌を遂げています。しかしながら、行政等の基本的な制度や規制等は、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものも多く、こうした規制は、いわゆる「アナログ規制」として、社会全体の「デジタル化」や「合理化」を阻害する一因となっています。

今後、少子高齢化が進み、あらゆる産業・現場において人手不足が進むことが予想されている状況下において、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠です。このような状況を鑑み、国ではデジタル庁の下、国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるよう、法令等に基づくアナログ規制について見直しを推進した結果、ほぼすべての見直しが完了しています。

本市では、デジタル庁が実施する「地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに対する個別型支援事業」に採択され、デジタル庁の支援を受けながら、業務の効率化や住民サービスの向上を図り、限られた人的資源の中でも行政サービスを維持・強化していくためにも、アナログ規制の見直しを積極的に進めていきます。

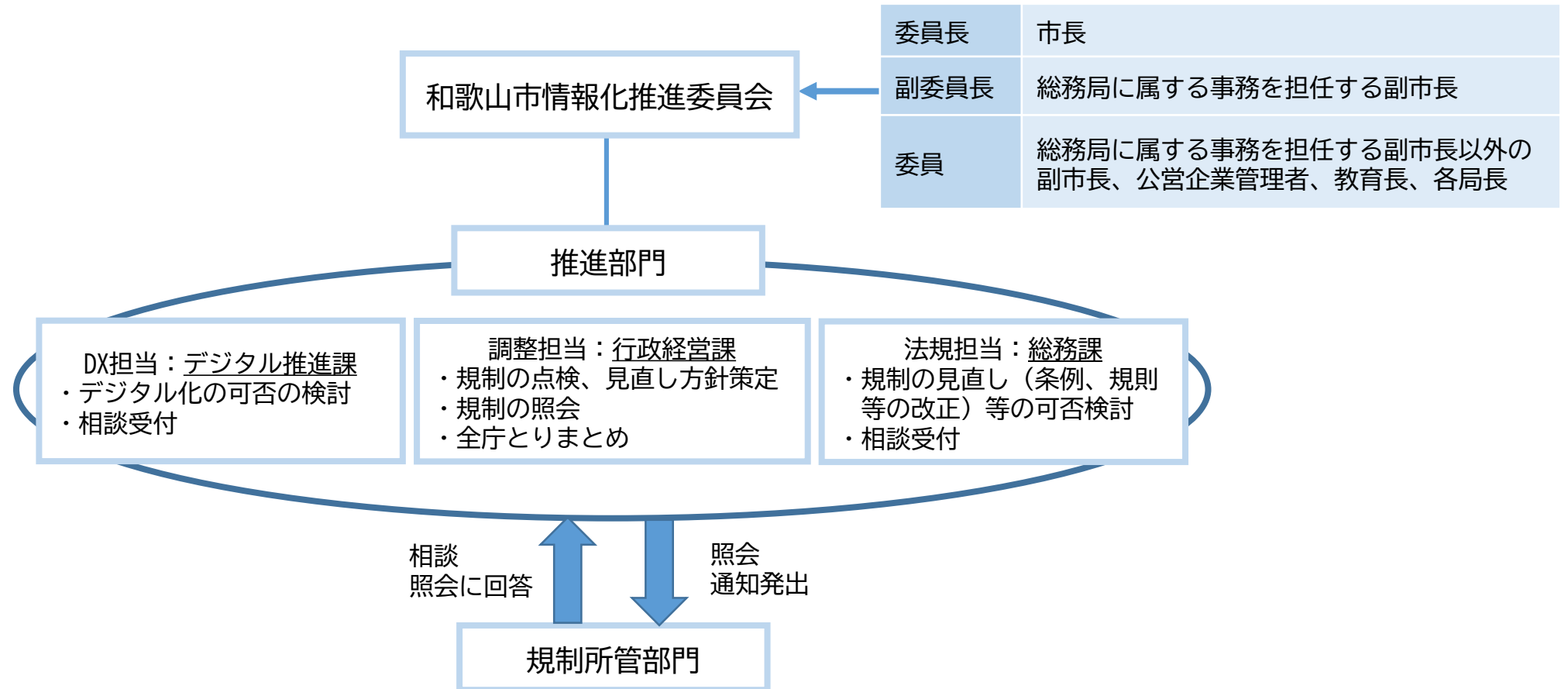
見直しにあたっては、デジタル庁が示す「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【3.0】」を参考にしながら、対象となる規制の洗い出し、分類、見直しの方向性の検討など手順を整理しています。



2 推進体制

・和歌山市情報化推進委員会の下、庁内への呼び掛けを行い、全庁的に規制の点検・見直しの目的や意図を共有することにより、積極的に取り組む体制を構築します。

・行政経営課、デジタル推進課、総務課を推進部門として、点検・見直しに係る相談や取りまとめ等を行い、各部局等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出しや見直しを進めていきます。



3 点検・見直しを行うアナログ規制の範囲・項目

(1) 対象範囲

■本マニュアルによる点検・見直しは、本市が定める全ての条例等を対象とします。
なお、法令等によりアナログ規制されている手続きについても、併せて点検・確認を行い、また条例等で定められていないような要綱や要領、住民手続きの運用ルール等についても、見直しの対象とします。

用語の定義

条例等：条例、規則、規程、要綱、要領等
法令等：法律、政令、省令、国が発出する告示、通知・通達、又は指針、ガイドライン等

(2) 規制項目(※)

■「代表的なアナログ規制7項目+記録媒体規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規制を対象とします。また、当該規制以外にもアナログ規制がされていると判断される条例等についても、適宜点検・見直しを行ってください。

※規制項目の内容

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向等を目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することにより判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制
記録媒体規制	フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制

4 点検・見直しの進め方

・全庁的な規制の点検・見直しに関する水準を確保するため、実施手順について次のとおり整理します。

洗い出し

(1) 対象となる規制の洗い出し
■条例等に記載されている内容から、**アナログ規制に該当し得る語句等が含まれているか**を精査し、点検・見直しが必要と考えられる規制を洗い出します。

根拠の把握

(2) 規制根拠の把握
■洗い出しを行った規制等について、それぞれの**規制の制定根拠**（市の条例等に基づくものか、その他（国の法令、県の条例等）に基づくものか）を**分類**します。

類型化・フェーズの区分

(3) 規制の類型化・フェーズの区分
■**規制の趣旨や目的ごとに細分化**した類型を整理し、デジタル化の進捗可能性を3つの段階（フェーズ）に区分します。

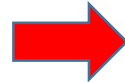
見直し

(4) 見直しの実施
■それぞれの**規制ごとに現状を把握**し、見直しの方向性（要否）や見直し時期等を定めた後、規制所管部門において、条例等の改正を含む**見直しを実施**します。

○洗い出し状況(2025年7月28日現在)

① 条例・規則・規程・その他基準、指定等の数（インターネットで公開しているもの）

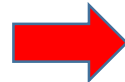
980件
(R7.4.3収録
データ)



225件

② 要綱・要領・基準、指定等の数

1258件
(R7.5.8
調査時)



221件

対象文言によるキーワード検索
各条文の精査

5 点検・見直しに向けた手順とスケジュール

		R 7. 4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		R 8. 1月		2月		3月	
①	方針案策定																								
②	【推進・規制所管部門】 規制の洗出し作業																								
③	【推進部門】 回答内容精査																								
④	【規制所管部門】 条例等の文言や様式、 運用等の見直し方法検討																								
⑤	【推進・規制所管部門】 見直しに伴う 改正手続き等																								

①	・ 推進部門にて、アナログ規制にかかる点検・見直し方針及びスケジュール（案）を作成
②	・ 行政経営課にて例規や要綱等に含まれる各規制ごとの対象文言等の有無などを分析（対象文言等はP. 6～14を参照） 該当する例規や要綱等について、規制の内容やその根拠等を整理する調査表を作成し、各規制所管課へ照会 ・ 各規制所管課は調査票を元に規制の洗い出しを行い、規制ごとに分類や類型、現状と今後の活用レベル等を整理し、方向性の案を回答
③	・ 行政経営課にて回答内容を精査し、デジタル推進課及び総務課と連携のうえ、見直しの可否や見直し後の活用方法等の検討結果を取りまとめ ・ 必要に応じて各規制所管課へヒアリングを実施
④	・ 各規制所管課にて、見直しを要する規制と整理したものについて、条文や様式の改正、運用等の変更を検討する。
⑤	・ 各規制所管課にて、決定した見直し方法に沿って、必要な改正や運用の見直し手続きを実施 ・ 行政経営課は総務課と連携し、必要に応じて一括での見直しを行う場合の手続きを実施

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

主に以下の(1)～(8)の各規制について、対象文言によりアナログ規制の有無を洗い出し、それぞれの規制の内容について、それぞれに定める類型及びフェーズの区分に当てはめることにより、見直しの方向性を決定します。

(1) 「目視」規制(対象文言)

◎対象文言

- ・目視 + (検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察)
- ・実地 + (検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会(立ち会、立合、立ち合))
- ・現地 + (検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会(立ち会、立合、立ち合))
- ・訪問 + (検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取 or 面談 or 立会(立ち会、立合、立ち合))
- ・立ち入(立入) + (検査 or 点検 or 調査 or 確認 or 観察 or 聴取)
- ・巡視 ・見張 ・対面 ・視認 ・目で ・赴く ・訪れ ・訪ね ・現着 ・現場 ・打音 ・打診 ・破壊検査
- ・嗅診 ・触診 ・聴診 ・外観 ・測量 ・測定 ・計測 ・テスト ・面会 ・面前 ・面接 ・対話 ・撮影
- ・写真 ・双眼鏡 ・現況 ・警備 ・警ら ・巡回 ・聞き取 ・聞き込 ・聴き取 ・聴き込 ・同席 ・視察 ・観察
- ・査察 ・監視 ・監護 ・確かめ ・検分 ・検め ・検閲 ・直接 ・手交 ・手渡
- ・看護(※) ・診察(※) ※現地に赴いて行う行為として「検査」「点検」「調査」と類似の意味で使われる場合のみ該当

- ・条文上、人が現地に赴いて、目で見て確認等することを規定している条項
- ・条文上、デジタル技術の活用による代替が許容されているかが不明(不明瞭)な条項
- ・上記以外のキーワードを用いる場合であっても、人が実地で確認・調査等することを義務付けるものは対象となります。

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(1) 「目視」規制（類型・フェーズ）

◎類型	内容	◎フェーズ	現状	見直し後
1	検査・点検・監査 (基準への適合を判定するもの)	1	・現地での確認が必要 ・確認の方法が不明確	・デジタル化不可（目視や実地による確認情報をデジタル技術を用いても収集できないもの）
2	調査・立入 (同行等を明確に定めるもの)	2	・デジタル技術を用いた情報収集を（一部でも）可能とするが、「情報の整理」や「評価」まではデジタル技術（AI等）で代替不可	・デジタル技術を用いた情報収集を（一部でも）可能とするが、「情報の整理」や「評価」まではデジタル技術（AI等）で代替不可
3	巡視・見張 (監視体制を定めるもの)	3	・上記以外 (情報収集に加え、「情報の整理」や「評価」のデジタル化が（一部でも）可能なもの)	・上記以外 (情報収集に加え、「情報の整理」や「評価」のデジタル化が（一部でも）可能なもの)

(2) 「実地監査」規制

◎対象文言

・監査 + (実地 or 現地 or 現場)

・条文上または実態として、実地にて監査することを規定もしくは求めている条項
・条文上、「監査する」との規定するのみで実地以外の監査を認めているかが不明（不明瞭）な条項

◎類型	内容	◎フェーズ	現状	見直し後
1	検査・点検・監査 (基準への適合を判定するもの)	1	・現地での確認が必要 ・確認の方法が不明確	・デジタル化不可（目視や実地による確認情報をデジタル技術を用いても収集できないもの）
2	調査・立入 (同行等を明確に定めるもの)	2	・デジタル技術を用いた情報収集を（一部でも）可能とするが、「情報の整理」や「評価」まではデジタル技術（AI等）で代替不可	・デジタル技術を用いた情報収集を（一部でも）可能とするが、「情報の整理」や「評価」まではデジタル技術（AI等）で代替不可
3	巡視・見張 (監視体制を定めるもの)	3	・上記以外 (デジタル技術の活用により全面的なデジタル化が可能なもの)	・上記以外 (デジタル技術の活用により全面的なデジタル化が可能なもの)

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(3) 「定期検査・点検」規制(対象文言)

◎対象文言

①「期間」や「頻度」に係る語句

- ・定期
- ・原則●回
- ・毎に●回
- ・毎●回
- ・ごとに●回
- ・) 毎
- ・) ごと
- ・年毎(ごと)
- ・年当たり(あたり)
- ・年度毎(ごと)
- ・年度当たり(あたり)
- ・年●回
- ・年に●回
- ・毎年
- ・/年
- ・月毎(ごと)
- ・月当たり(あたり)
- ・月●回
- ・月に●回
- ・毎月
- ・/月
- ・週毎(ごと)
- ・週当たり(あたり)
- ・週●回
- ・週に●回
- ・毎週
- ・/週
- ・日毎(ごと)
- ・日当たり(あたり)
- ・日●回
- ・日に●回
- ・毎日
- ・/日
- ・点検期
- ・点検時
- ・調査期
- ・調査時
- ・頻度
- ・随時
- ・/時間

②「行為」に係る語句

- ・検査
- ・点検
- ・調査
- ・測定
- ・査察
- ・監査
- ・確認
- ・審査
- ・モニタリング
- ・計測
- ・試験
- ・評価
- ・検診
- ・レビュー
- ・状況報告
- ・現状報告
- ・現況報告
- ・現況届
- ・状況を把握
- ・見直し
- ・記録
- ・報告
- ・調書
- ・通知
- ・届
- ・取りまとめ
- ・ストレスチェック

上記①と②を同時に含むものが対象

- ・定期的な検査等を要件としている条項
- ・定期的な実施を要件とする検査等の周期、対象、手法等を定める条項
- ・定期的な実施を要件とする検査等に関連する手続や作業等を定める条項
- ・上記以外のキーワードを用いる場合であっても、一定の頻度で検査等を行うことを求めるものは対象となります。

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(3) 「定期検査・点検」規制（類型・フェーズ）

◎類型	内容	◎フェーズ	現状	見直し後
1	第三者検査 (第三者による基準への適合性の判定を定めるもの)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での検査等が必要 ・例外なく一定の頻度で検査等が必要 ・検査等の方法が不明確な規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化不可 ・規制の変更や緩和が現状困難 (デジタル技術の活用が適さないもの、規制の目的等に鑑みて、現行制度の変更ができないと判断されるもの)
2	自主検査 (自らによる基準への適合性の判定を定めるもの)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を用いた検査等が（一部でも）可 ・技術の活用や認証、認定制度により、検査等の一部を代替可 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を用いた検査等が（一部でも）可 ・技術の活用や認証、認定制度により、検査等の一部を代替可
3	調査・測定 (実態、動向、量などを明確にするために定めるもの)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルで全ての検査等が完結 ・技術の活用や認証、認定制度により、検査等の全てを代替可 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルで全ての検査等が完結 ・技術の活用や認証、認定制度により、検査等の全てを代替可 ・規制自体の撤廃や検査周期の延長可

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(4) 「常駐・専任」規制

◎対象文言

・常駐 ・常時 ・常勤 ・配置 ・実地 ・現地 ・その場で ・駐在 ・在所 ・置かなければならない
 ・置か ・置き ・置く ・専任 ・専ら ・選任 ・専属 ・兼務 ・兼任 ・従事 ・宿直 ・日直
 ・監督 ・往診 ・待機 ・参集 ・招集 ・出勤 ・稼働 ・訓練

・常駐又は専任を求めている条項

※「選任」には、「取締役の選任」など単に役職を指定するだけのもの等もありますが、対象は常駐又は専任を求めているものに限りま

す。
 ※職員等を「配置しなければならない」や「置かなければならない」と記載されている規定が、常駐を求めているものかどうかは、業務の実情や、実際の運用等を考慮し判断します。

・上記以外のキーワードを用いる場合であっても、常駐又は専任を求めているものは対象となります。

◎類型	内容
1	常駐（主にモノのチェック等のため）
2	選任（主にモノのチェック等のため）
3	常駐（主に人への対応等のため）
4	選任（主に人への対応等のため）

◎フェーズ	現状	見直し後
1	<ul style="list-style-type: none"> 常駐又は専任の条件が必須 常駐等を求めているか不明確 	<ul style="list-style-type: none"> 運用の変更や緩和不可（規制の目的等から鑑みて、常駐・専任しなければならない業務のもの）
2	<ul style="list-style-type: none"> 技術の活用等により、その他の手段が一部可 	<ul style="list-style-type: none"> 技術の活用等により、その他の手段が一部可
3	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外 規制自体の撤廃や緩和可

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(5) 「対面講習」規制

◎対象文言

- ・講習 ・研修 ・講座 ・養成 ・有効期限 ・修了証 ・受講 ・科目 ・課目 ・登録料 ・口述 ・検定料
- ・学科 ・教育訓練 ・特別教育 ・特別の教育 ・基本教育 ・課程
- ・技能(※) ・訓練(※) ・教習(※) ・実技(※) ・演習(※)

※「研修」・「講習」と並列で用いられているもの、または、文脈上「研修」・「講習」に近い意味と判定されるもの

- ・ 条例等で資格等の取得や更新等のために対面の講習会等の受講を求めている条項
- ・ 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、条例等で資格等の取得や更新等のために受講することを求めるものは対象となります。

◎類型	内容
1	講習

◎フェーズ	現状	見直し後
1	・対面での講習等が必要 ・講習等の方法が不明確	・運用の変更や緩和、デジタル化不可 (対面で行うことが必要なもの)
2	・技術等の活用により、デジタルでの手続きが一部可	・技術等の活用により、デジタルでの手続きが一部可
3	・上記以外の規制 (デジタルで全ての手続きが完了するもの)	・上記以外の規制 (デジタルで全ての手続きが完了するもの)

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(6) 「書面掲示」規制

◎対象文言

・ 掲示 ・ 掲げ (※) ・ 許可証 ・ 見やすい ・ 標章 ・ インターネットを利用 ・ インターネットの利用

※ 「次に掲げ」「以下に掲げ」など形式的な表現を指しているものは除外

・ 特定の場所 (※) に掲示することを要件とする条項

※ 「掲示場」や「掲示板」、「見やすい場所」等を想定

・ 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、特定の場所に掲示することを要件としているものは対象となります。

◎類型	内容
1	公的証明書等の掲示
2	公的証明書等以外の情報の掲示

◎フェーズ	現状	見直し後
1	・ 限定された場所での掲示や特定の者への周知 ・ 掲示方法が不明確な規制	・ 運用の変更や緩和、デジタル化不可 (場所の限定や特定の者への周知が必要なもの)
2	・ 技術等の活用により、デジタルでの手続きが一部可	・ 技術等の活用により、デジタルでの手続きが一部可
3	・ 上記以外の規制 (デジタルで全ての手続きが完了するもの)	・ 上記以外の規制 (デジタルで全ての手続きが完了するもの)

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(7) 「往訪閲覧・縦覧」規制

◎対象文言

・ 閲覧 ・ 縦覧 ・ 提示 ・ 供する

- ・ 公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への往訪を求めている条項
- ・ 上記以外のキーワードを用いる場合であっても、公的情報を閲覧・縦覧させる際に公的機関等への往訪を求めているものは対象となります。

◎類型	内容
1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

◎フェーズ	現状	見直し後
1	・ 閲覧等の手続き全てに往訪が必要 ・ 閲覧等に往訪が必要か不明確	・ 運用の変更や緩和、デジタル化不可 (情報の機密性が高いもの、オンラインが適さないもの)
2	・ 技術等の活用により、デジタルでの手続きが一部可	・ 技術等の活用により、デジタルでの手続きが一部可
3	・ 上記以外の規制 (デジタルで全ての手続きが完了するもの)	・ 上記以外の規制 (デジタルで全ての手続きが完了するもの)

6 各規制項目の対象文言と類型化・フェーズ区分の考え方

(8) 「記録媒体」規制

◎対象文言

・磁気ディスク ・光ディスク ・光磁気ディスク ・磁気テープ ・フレキシブルディスク ・フロッピー ・FD
・CD-ROM ・シー・ディー ・シーディー ・CD ・DVD ・マイクロフィルム ・USB ・ROM ・ビデオ ・テープ
・ディスク ・ロム ・磁気 ・記憶媒体 ・記録媒体 ・メモリ ・電子媒体 ・記憶用 ・記録用

・個別（特定）の記録媒体の使用を定めている条項

・上記以外のキーワードを用いる場合であっても、個別（特定）の記録媒体の使用を定めているものは対象となります。

◎類型	内容
1	記録媒体

◎フェーズ	現状	見直し後
1	・特定の記録媒体のみが利用可	・運用の変更不可
2	・幅広い記録媒体が利用可	・幅広い記録媒体が利用可
3	・記録媒体以外も利用可	・記録媒体以外も利用可 ・規制の撤廃が可能

7 推進部門と各所属の検討・実施方法

(1) 見直しの検討

今般の見直しは、**アナログ的な手法を前提とした規定**や、**今現在では不合理・非効率的と考えられる規定**について、将来的なデジタル技術の活用や合理化を阻害することがないように、社会全体の**デジタル化等に対応する準備行為**として行うものであり、前向きに見直しの検討を行うことが必要です。リスト化したアナログ規制対象文言について、各規制所管課は、規制項目等の分類及び情報技術の活用レベル等に応じて、見直しの方向性等を検討してください。

※ただし、今回の検討結果により規制を改正することとなった対象条例等に基づいた事務について、全てが**直ちに運用方法等を変更する訳ではありません。**

◎見直しの方向性

A. 要見直し	条例改正等によりアナログ規制を見直すことで、デジタル化への対応や規制の緩和等が可能である。
B. 継続検討	デジタル化の可否や条例改正の要否検討にあたり、技術動向の情報収集や、関係機関、関係所属等との調整が必要となり、検討に時間を要する。
C. 見直し不要	現状の規定でデジタル化やオンラインへの対応、または十分合理的な規定と判断することが可能である。
D. 見直し不可	事業の特性上、現行の手法で実施する必要があり、デジタル化への対応や規制の緩和等ができない。 (例：立入る、目視する等、直接対面することに意義がある場合など)
E. 国等の動向注視	アナログ規制の根拠となっている法令等の改正が必要であるため、国等の動向を踏まえ、見直しの判断が必要である。
F. アナログ規制対象外	アナログ規制に係るリスト化の対象外である。そもそもの洗い出しの趣旨に沿っていない。 (例：条文内の対象文言が実施手法と無関係である、既にデジタル化に対応した規定の緊急時の代替手段としてアナログ的な手法が書かれている場合など)

7 推進部門と各所属の検討・実施方法

(2) アナログ規制の見直し実施

各規制所管課は、見直しの検討において表中「A. 要見直し」とした規制について、推進部門と連携し、条例等や様式の改正等、必要な見直しを行います。また、手続きの運用等を変更する場合は住民への周知も必要となる場合があります。

なお、洗い出された規制が条例の条項であっても、当該条項に関する通知通達の発出や運用を定めるガイドラインの改定等によって、見直しを達成することができるケースも考えられますので、必ずしも当該条項そのものの改正を要するとは限りません。したがって、見直しの実施に当たっては、その見直しの達成に適切な方法をよく検討することが重要です。

推進部門は、表中「B. 継続検討」となったものについて、各規制所管課との検討・確認プロセスを継続します。再検討に当たっては、当該規制の趣旨・目的や意義について改めて規制所管部門に説明を求めつつ、国や他団体の判断なども参考にしながら検討を行います。

(3) 現状規定でデジタル化が可能な規制

次の項目については、表中「C. 現状規定でデジタル化可」とする規制として整理します。

- ① 「することができる」「させることができる」等、アナログで実施することができる旨を規定している場合
- ② 「〇〇等により」「〇〇、その他の方法」等、アナログ以外の方法を明記はしていないが、デジタルによる手法も「等」や「その他の方法」に含まれると解される場合
- ③ 「ただし、～」の条件により、アナログによる実施が必須（強制）ではないと解される場合
（「ただし、～」でも、アナログ手法による実施を条件としているものは、現状規定でデジタル化可には当てはまらない）
- ④ 単語の意味に、デジタルによる手法も含まれると解される場合
- ⑤ 既にデジタルによる実施手法を定めている規定である場合

7 推進部門と各所属の検討・実施方法

(4) 表中「F. アナログ規制対象外」の整理

- ① 届出や申請書の様式等を定める規定である場合
- ② 附則等における読み替え規定など例規上の技術的な規定である場合
- ③ 例規上の用語としての「掲げる」が用いられる場合
- ④ 条例上「趣旨」「目的」を定める規定である場合
- ⑤ 用語を定義、説明する規定である場合
- ⑥ 団体・組織等の事務分掌、事務の権限、設置等を定める規定である場合
- ⑦ 人物・団体・組織等の「役職」「役割」「職務」「責務」を定める規定である場合
- ⑧ 人物・団体・組織等の「資格」「要件」を定める規定である場合
- ⑨ 設備、機器の位置や構造等の基準を定める規定である場合
- ⑩ 通則規定である場合
- ⑪ 事務の委任範囲を定める規定である場合
- ⑫ 一部規制における「努力規定」又は「必要に応じ」実施する規定である場合

(5) その他

特定の場所における掲示等については、利用者や消費者がその掲示等を確認できることが安全や利便性の観点から必要であることから、引き続き、掲示等の規制を存置することも十分に検討する必要があります。また、住民等の中には、IT機器の利用等に習熟していない場合も考えられることから、デジタル化によりかえって利便性が損なわれることがないよう、デジタルデバインドへの対応などについても考慮が必要です。